

更埴地域シルバーセンターニュース

第119号

令和7年2月1日



公益社団法人 更埴地域シルバー人材センター

〒387-0011 長野県千曲市大字杭瀬下820-3 ☎026-272-5630

戸倉上山田支所 ☎026-276-6680 坂城支所 ☎0268-82-2316

アドレス <https://www.sjc.ne.jp/kosyoku/> E-mail kosyoku@sjc.ne.jp



鏡台山を望む初日の出(会員提供)

新年のごあいさつ



理事長

森 義一郎

新年あけましておめでとうござい
す。

更埴地域シルバー人材センター関係
者の皆様、又、日頃ご支援ご協力頂い
ている皆様には、健やかに新年をお迎
えのこととお慶び申し上げます。

平素は、当センターの事業運営に格
別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

本年も、シルバーにとって厳しい環境が
続くと予想されますが、高齢者の生きがい
の実現と地域のニーズを結ぶシルバー事業
の社会的役割は、今後ますます大きなもの
となって行くことは間違いありません。

シルバーを取り巻く環境の変化に柔軟に
対応するとともに、いま一度、「自主・自
立、共働・共助」の理念に立ち返って、新
たな思いで、会員・センター・役職員、組
織一丸となって、積極的な取り組みを進め
ていきましょう。

結びに当たり、皆様のますますのご発展
と、ご健勝を祈念申し上げ、新年のご挨拶
いたします。



お仕事以外にも講演会・講習会・親睦旅行など、
シニアライフを楽しみましょう！



料理講習会



久しぶりに料理教室が開催されました。レシピは「手打ちうどん おぶっこ」作り。最初は少々とまどいながら、班ごとに分かれて男性も数人加わり分担して作り、あっという間に出来上がりました。

皆でうどんを食べながら会話ははずみ、楽しく料理教室が出来たことを嬉しく思いました。

会員でもある講師の若林さんのお料理アイデア、次回も楽しみです。（大橋美智子）

会員親睦日帰り旅行



5年ぶりの会員親睦旅行。天然温泉の健康ランドと大王わさび農場へ43人が参加しました。健康ランドでは、様々な種類の炭酸泉の湯船やサウナなどがあり、時間が足りないの声もちらほら。昼食は、ボリューム満点のお料理。大満足な時間となりました。

また、大王わさび農場では、園内を散策する人や、「わさびソフト」を頬張る人、各々満喫した時間を過ごしたのち、無事に帰路に着きました。

ボウリング大会



10月19日に第2回会員親睦ボウリング大会を開催し、25人が熱気と歓声と悲鳴の白熱したゲームを展開した。予行練習でプレイをする人、去年よりは上位をと意気込む人とそれぞれ。笑顔が沢山の楽しい時間となりました。

なお、今大会の優勝者は戸倉地区の春原芳子さん、準優勝は更埴地区の大島康男さん、3位は更埴地区の唐澤敏春さんでした。

高齢者活躍人材確保育成事業



今回は、コーヒーの美味しい淹れ方と和菓子作りと盛り沢山。なかでも、どら焼き作りは市販の粉で作る簡単なものではなく本格的。一つ一つにプロの技が光っていました。粉の攪拌の仕方、フライパンで焼く温度の見方、生地の入方（手首の使い方に感動）、同じ大きさ、焼き色と時間について等々、丁寧に教えていただきました。自分で作った大小様々な形、トラ模様のどら焼きとお茶で楽しい時間でした。いつか友へのお土産にと夢んでいます。（古畑さよ子）

更埴中央公園一斉作業



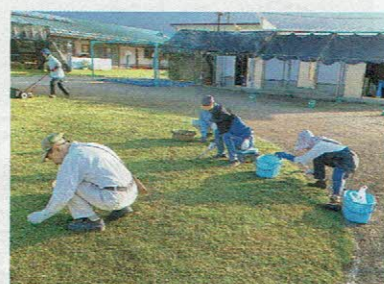
毎年恒例の更埴中央公園の落ち葉拾いを行いました。この公園は自然豊かで綺麗な公園。秋が過ぎると、大量の落ち葉が敷き詰めます。そのため、会員が一斉に集まって作業をします。今年も総勢 58 人の会員が大量の落ち葉をかき集め、軽トラックに積み、集積場所へ運びました。限られた時間の中でしたが、見違えるほど公園内は綺麗になりました。

ネクスコ交通安全講座



11月7日㈱ネクスコ・パトリール関東長野事務所を講師にお迎えし、安全運転講座が開かれ、19人が受講しました。高速道路での逆走事故映像を見て衝撃を受け、屋外講座の死角確認体験では、車の周りに沢山ある赤いポールが運転席からは全く見えず、死角の広さに驚きました。運転に対する安全意識を高める良い機会になりました。

保育園奉仕作業



センター会員による千曲市内・坂城町内の保育園と福祉施設の奉仕作業を実施しました。延べ 110 人が参加し、除草や樹木剪定、園舎清掃に 1 時間ほど汗を流しました。地域貢献のためのボランティアとして年 1 回実施しており、各園からは大変喜ばれました。信濃毎日新聞にも掲載され、普及啓発にもつながる活動になりました。

スマホ講座



12月24日スマホ講座が開かれました。10人の参加者の終始驚きの声と笑い声が飛び交う楽しい講座でした。

スマホの基本から特徴について詳しくお話を聞いた後、実際にスマホの細かい使い方を学びました。いつも使っているアプリでさえ、有効活用していないことに気づきました。スマホの奥深さと良さを知った 2 時間でした。

草刈り機取扱い講習



10月1日戸倉創造館と緑地公園にて、やまびこジャパン㈱長野営業所の平原講師をお迎えして開催しました。

34人の会員が参加し、座学では機械のメンテナンスや保管の仕方などを学び、実技では草刈り作業時の姿勢や刃の向きなどの注意点をご指導いただき、今後事故が多発しないよう、安全就業に活かせる知識が得られました。

産業医健康講話



産業医の千曲中央病院天野利公医師を迎え、「サプリとの向き合い方」・「ボツリヌス療法の実際」と題し、115人の会員が聴講しました。多種あるサプリは、自分との相性の見極めに約 3 ヶ月。あくまでも栄養補助食品として使用すると良い。ボツリヌス療法は、痙攣による痛みが和らぐなど、日常生活の動作で困難な人は病院で相談してみるのもいいと教えていただきました。大変ためになる研修会でした。

更埴地域シルバー人材センターが
長野県 SDGs推進企業に登録されました



国連で採択された「国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標(Sustainable Development Goals)=SDGs」の達成に向け、シルバー人材センターの価値の向上などを図ることを目指して今後取り組んでいく更埴地域シルバー人材センターが長野県知事から「SDGs推進企業」に登録されました。

SDGsとは

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、国連に参加している193か国が2030年までの間で達成するために掲げられた目標です。目標は大きく分けて17個あり、更に169個のターゲットから構成されています。

持続可能な社会を実現するための17の開発目標とは

2030年までに国連に加盟する全ての国が、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発を進めるために国連が定めた目標です。

登録によるメリットや効果等

- ①ポータルサイト等でセンターの取組を紹介
- ②登録マークを使用したPR
- ③県中小企業融資制度で貸付利率の引下げ等
- ④登録の有効期間は3年間

SDGs推進により期待される効果

- ①シルバー人材センターのイメージアップ
- ②人材の確保・育成
- ③職員のモチベーションアップ
- ④販路拡大
- ⑤将来を見据えた社会的課題解決につながる新サービスの開発
- ⑥将来を見据えた経営リスクマネジメント

野沢菜 洗い・漬け



●信州の定番「野沢菜漬け」。おいしいお漬物ができるように心をこめて作業中!!



自井ゆみ枝展 監視員



●展示物が傷つかないように壊されないように、監視のお仕事。

就業風景

おばすて棚田 LEDライト撤去



●LEDライトを洗淨してきれいに片付けします。



植木消毒



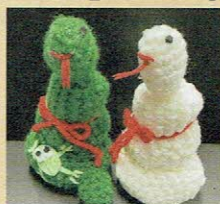
●病気や害虫から守る重要なお仕事のひとつ「消毒作業」。

お詫びと訂正

センターニュース第118号の掲載の一部に誤りがありました。ここで、訂正させていただきます。

誤) 植木選定初心者講習会
正) 植木剪定初心者講習会

は「お金に困らない」と言われることが多いが、せっかくの「金運」を活かすには、日々の努力も大切だ。



2025年は巳年。巳年生まれ

そんな時は、感謝の気持ちを忘れないよう自分に言い聞かす。

元気だね!と言われると、とても気分が良い。ただ、まだまだ続くコロナ感染やインフルエンザ感染。注意をしながら人と会う。気を遣いながら、人と会わないといけない時代は、いつまで続くのか。

その他、高齢者になると、ぼやきや、我慢ができない、理解者が必要など、日に日に感じてしまう。

編集後記

2024年の干支は辰年でした。龍のように登りもあれば下りもある。

元気だね!と言われると、とても気分が良い。ただ、まだまだ続くコロナ感染やインフルエンザ感染。注意をしながら人と会う。気を遣いながら、人と会わないといけない時代は、いつまで続くのか。

その他、高齢者になると、ぼやきや、我慢ができない、理解者が必要など、日に日に感じてしまう。

そんな時は、感謝の気持ちを忘れないよう自分に言い聞かす。

2025年は巳年。巳年生まれ

は「お金に困らない」と言われることが多いが、せっかくの「金運」を活かすには、日々の努力も大切だ。

シルバー人材センターを利用される発注者の皆さまへ

フリーランス法の制定を踏まえて シルバー人材センターの 契約関係を見直します

令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、またフリーランス法の施行(令和6年11月1日)を受けて、シルバー人材センターの会員に業務委託する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターを通じて、会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、発注者と会員との間に直接関係が生じる構造になっていません。

このため、フリーランスに位置づけられる会員が、法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があると、厚生労働省からもシルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

シルバー人材センターを利用される発注者の皆さまにおかれましては、契約方法の変更について、ご理解をお願いいたします。

■見直しのイメージ

図1【現行】

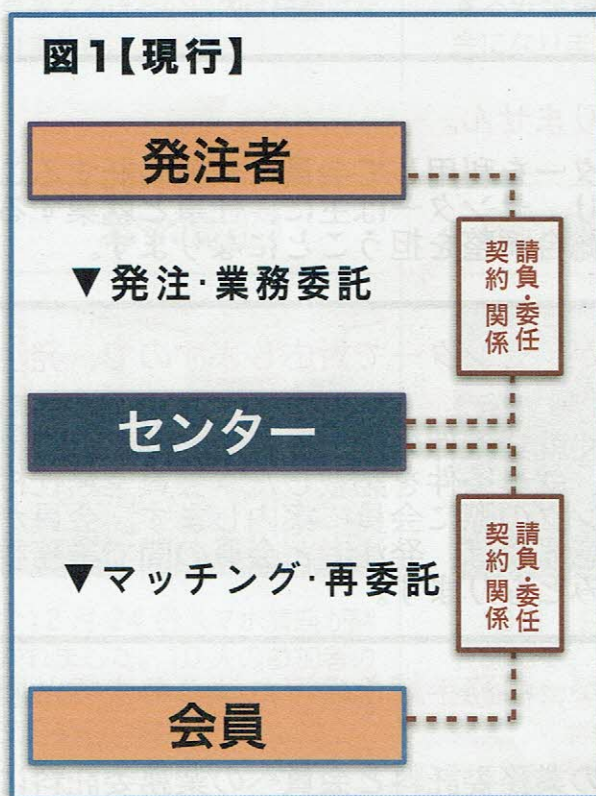
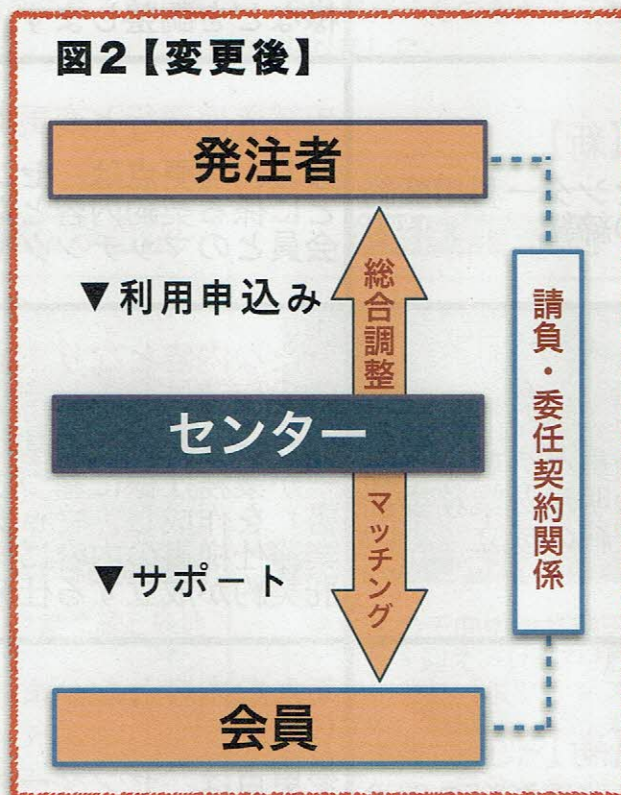


図2【変更後】



※フリーランス法とは？

個人が事業者(特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者(特定業務委託事業者。いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)その他の事項の明示が義務付けられています。

公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会

公益社団法人 更埴地域シルバー人材センター

契約方法の見直しによる変更点

現行では、発注者はシルバー人材センターに対し、業務一式を業務委託契約していましたが、今後は以下の①と②の内訳で発注することになります。

①シルバー人材センターに対するマッチングや調整等の業務委託
(シルバー人材センター利用契約)

②会員業務委託契約(依頼する仕事)

なお、契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆さまは、これまでどおり、安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願いいたします。

■発注依頼から業務終了までの主な流れ

区分	変更後
発注の準備	現行と変更ありません。 (センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。)
【新】 センター利用契約 の締結	手続きは現行と変更ありません。 なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うことになります。
【新】 会員への就業条件 の明示と業務委託 契約の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 業務委託料の請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
【新】 適格請求書の発行	センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。 会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。 ※7ページ参照

料金の一部について消費税の課税関係が変わります

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料(会員が手にする報酬)」、「センター業務委託料(事務費)」の2つで構成されています。このうち、「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

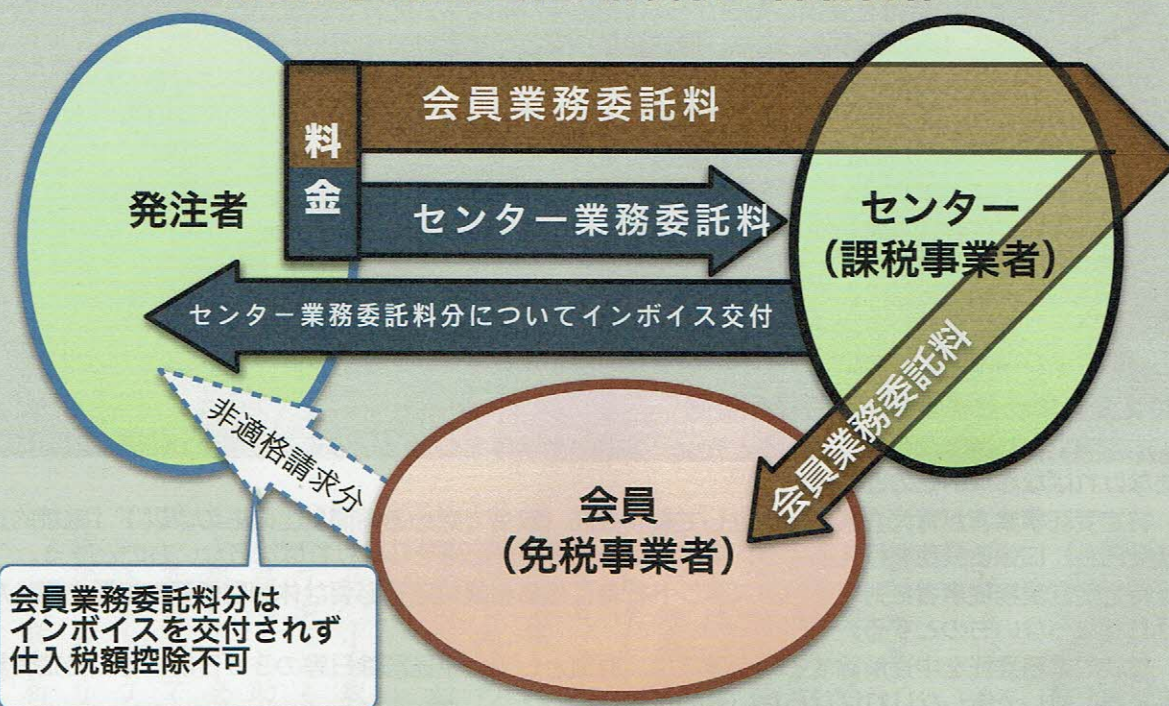
そのため、センターは、「センター業務委託料」の分については消費税に係る適格請求書(インボイス)を交付しますが、「会員業務委託料」の分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご注意ください。

① 適格請求書分・・・センター業務委託料

② 非適格請求書分・・・会員業務委託料

【変更後】料金に係る消費税の課税関係



※発注者が次のいずれかに該当する場合、見直し後も、これまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

① 個人や家庭など事業者ではない者	消費税申告納税対象外(納税義務対象外)
② 簡易課税制度を選択している事業者	消費税納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
③ 官公庁などの一般会計による事業	みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案 (フリーランス・事業者間取引適正化等法案)の概要(新規)

趣 旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概 要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。
※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

施行期日 令和6年11月1日